

資料 4

司法制度改革推進本部事務局

平成15年12月5日

医事関係訴訟連絡協議会について

1 開催の趣旨

専門的知見を要する医事関係事件への対応強化に関し、司法制度改革審議会意見を踏まえ、関係機関の協力・連携の具体的検討を行うため、開催。

(注)「諸方策を円滑に実施に移すことに加え、医事関係紛争の予防、事件の適正・迅速な解決を実現していくためには、関係機関(関係省庁、裁判所を含む。)の協力・連携が不可欠であり、今後、これを一層強化することが望まれる。」(司法制度改革審議会意見書 第1の2. 17頁)

2 協議会を構成する関係機関

司法制度改革推進本部事務局、文部科学省、厚生労働省、最高裁判所

3 開催の経緯

平成14年1月から平成15年11月まで6回開催

4 協議会の主な成果

医療関係者が裁判所の鑑定手続に円滑に協力できるための環境整備をしていくとの観点から、関係省庁において、医療機関に対する協力の周知を図るとともに、医療機関の会議等において、裁判所が協力依頼をする機会を設ける等、医事関係訴訟の円滑かつ適正な解決に向けた関係機関間における協力・連携態勢の強化が図られた。